

#### 広島県選挙管理委員会告示第四号

広島県の区域において参議院広島県選出議員再選挙が行われることとなったため、令和三年二月二十四日から参議院広島県選出議員再選挙の期日までの間、その区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職の請求のための署名を求めることができなくなるので、これを告示する。

令和三年二月八日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明